

ガン保障付コスモスホームローンS

2025年2月14日現在

項 目	内 容
商品名	ガン保障付コスモスホームローンS
ご利用 いただける方	(1) お借入時満18歳以上満50歳未満、最終約定返済時満81歳未満の方。 (2) 勤続1年以上の給与所得者の方または営業3年以上の自営業者の方。年金を受給されている方。 同一先に勤務3年以上の契約社員の方。同一派遣元に勤続年数3年以上の派遣社員の方。 (3) 当行指定の団体信用生命保険にご加入できる方。 (4) 前年の税込年収が200万円以上の方。
お使いみち	お申込人とご家族がお住いになるための住宅資金 (1) 住宅の新築および増改築（改修を含む）資金 (2) 新築土地付住宅・マンション（ワンルームは除く）の購入資金 (3) 中古住宅（マンション含む）の購入資金（購入に伴う増改築・改修資金を含みます） (5) 他の金融機関等で借入し、現に居住している本人名義の居宅の取得資金借入金およびリフォーム 資金借入金の借換え資金（残元金および利息）（借換えに伴う、増改築・改修資金を含みます） (6) 住換えに伴う、既存の住宅に係る借入金と売却金との差額 (7) 住宅取得に係る下記諸費用資金 イ. 住宅取得に係る諸費用（登記費用、引越費用、不動産仲介手数料、修繕積立金等） ロ. 借入に係る諸費用（事務取扱手数料、火災保険料、登記費用等） ハ. 住宅取得に伴う税金（印紙税、消費税、登録免許税等） ニ. 解体工事費 ホ. 家具、家電製品等の耐久消費財購入費用（住宅設備とみなされないものは除きます） ヘ. 住換え、借換えに係る上記諸費用資金 (戸建の土地面積は70㎡以上（東京都23区内は地積45㎡以上）、建物床面積は35㎡以上、 マンションの専有面積50㎡以上（東京都23区内は専有面積40㎡以上）) (お借入対象物件を含め3棟以上の居宅を所有する方はお取扱できません)
お借入金額	10万円以上2億円以内（10万円単位） 税込年収に占める総借入金の年間返済額が次の範囲内 年収200万円以上 35%以内 年収にはお申込人の方の年収額まで 年収400万円以上 40%以内 一定条件を満たす同居人の収入を合算できます。
お借入期間	1年以上40年以内（1年単位） ※固定金利型ご選択の場合は、各々の固定金利期間以上のお借入期間となります。
お借入利率	
適用利率	お借入時の店頭表示金利を適用します。 (1) 変動金利型 (2) 固定金利型（2年・3年・5年・10年）
お借入後の お借入利率	(1) 変動金利型 イ. お借入利率の変動幅算出は毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」という）に行います。 基準日現在の短期プライムレートをもとに決定された住宅ローン基準金利を基準として、前回 基準日における基準金利と現基準日における基準金利の差をもってお借入利率を変動します。 ロ. お借入後のお借入利率の適用開始日は次の通りとします。 ①増額（ボーナス）返済を利用されない場合 基準日が4月1日の場合には、基準日の属する年の6月の約定返済日の翌日から、基準日が 10月1日の場合には、基準日の属する年の12月の約定返済日の翌日から新利率の適用を開始 します。 ②増額（ボーナス）返済をご利用する場合 基準日以降、最初に到来する増額返済日の翌日とします。 ハ. お借入利率が変更された場合は変更後のお借入利率、ご返済額に占める元金及び利息額の割合 等を文書により通知します。 ニ. 変動金利型をご選択いただいた場合、ご希望の時にいつでも固定金利型に切り替えできます。 （ただし、お借入の残り期間がご希望の固定金利期間より短い場合はご希望の固定金利型への 切り替えはできません。）

項 目		内 容
お借入後の お借入利率		(2) 固定金利型（2年・3年・5年・10年） イ. 固定金利期間中は金利の変更はできません。 ロ. 固定金利期間終了時には、その時点で再度「固定金利型」「変動金利型」をご選択いただけます。 固定金利期間終了時まで、ご選択のお申し出がない場合は自動的に「変動金利型」になります。 切替え時に適用するお借入利率は固定金利期間終了時の店頭表示金利となります。
	ご返済額の変更	(1) 変動金利型 イ. 毎回返済額（増額（ボーナス）返済を利用された場合は増額返済額を含む。以下「毎回返済額」といいます。）は、10月1日を基準日とするお借入利率の5回目の見直しを行うまでは、その間にお借入利率の変更があっても変更しません。 ただし、お借入利率の変更に伴い毎回返済額の内訳である元金、利息の額は変わります。 お借入利率が変更され、毎回返済額が契約証書に定める利息支払額に満たない場合は、毎回返済額を超過する利息部分を次回ご返済日以降にお支払いいただきます。 ロ. 10月1日を基準日とするお借入利率の5回目の見直しにより、新借入利率・残存元金・残存期間に基づいて新しい毎回返済額を再計算します。ただし、新毎回返済額は、変更前の1.25倍を超えないものとします。 ※未払利息の取扱い お借入利率の変更により、毎回の利息額が上記所定の毎回返済額を超過する場合に、その超過額（未払利息）のご返済は翌月以降に繰り延べられます。最終返済日に未払利息がある場合は、原則として一括返済いただきますが、一括返済が困難な場合には最終返済日までにお申し出ください。 (2) 固定金利型（2年・3年・5年・10年） 毎回ご返済額は固定金利期間中変更しません。固定金利期間終了後、ご選択いただいた金利、残存金額、残存期間に基づいて新しい毎回返済額を再計算します。
	お借入利率 情報の入手方法	お借入利率は当行ホームページに掲載しています。または、窓口にお問合せ下さい。
ご返済方法		
	ご返済日	毎月6・16・26日のいずれか（休日の場合は翌営業日）
	ご返済方法	お借入期間に応じてお借入金額を次の方法で分割し、ご返済日にご指定の預金口座から自動振替によりご返済いただきます。 (1) 元利均等返済(毎月) (2) 増額（ボーナス）返済（年2回） ただし、増額（ボーナス）返済元金総額はお借入金額の50%以内（10万円単位）とします。
担保		ご融資の対象となる土地・建物には、(株)千葉興業銀行が第1順位で抵当権を設定させていただきます。 建物には、原則として時価相当額・お借入期間に見合う長期火災保険にご加入いただきます。 火災保険には質権設定をいたしません。が、当行が必要とした場合は、質権設定をさせていただくことがあります。
保証人		原則不要です。 所得を合算する場合は、当該関係者を当行に対する連帯保証人とさせていただきます。 その他、当行が必要としたときは、当行に対する連帯保証人をお願いする場合があります。
団体信用生命保険		当行の指定する団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型・団体信用生命保険リビングニーズ特約付団体信用生命保険および入院時のみ保障特約・悪性新生物診断給付金特約（配偶者・女性用）付帯就業不能信用費用保険に加入していただきます。（保険料は当行が負担します。）
	保障内容	【保障内容の詳細については<保障内容一覧>をご覧ください。】
	ご留意いただきたい点	(1) ご加入いただける方は保険会社に告知書をご提出いただき、保険への加入が認められた方になります。 (2) ガンに罹患したことのある方はご加入いただけません。また、お客さまの告知の内容により、保険会社にご加入をお断りする場合がございます。 (3) 保障開始日の前に罹患したガンについては、医師による診断確定が保障開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。 (4) 虚偽告知等の告知義務違反があった場合は、保険金・診断給付金が支払われない場合がございます。その他にも診断給付金、保険金のお支払いには制限条件がございます。 (5) 住宅ローンがご契約にいたらなかった場合には、保障の対象となりません。

ガン保障付コスモスホームローンS

2025年2月14日現在

項 目		内 容																			
重要事項の 説明について		(1) 保険金や診断給付金をお支払いできない場合（免責事項）など、詳しい保険内容やお客さまの不利益となるご説明については、「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」にて必ずご確認ください。																			
		(2) ご加入いただく保険は、ガン保障、リビングニーズ特約、上皮内ガン・皮膚ガン保障特約、ガン先進医療特約部分についてはカーディフ生命保険株式会社、入院保障・ガン診断一時金（配偶者・女性用）保障はカーディフ損害保険株式会社の引受けとなりますので、詳細やご不明点については「被保険者のしおり」に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。																			
債務返済支援保険		病気、ケガによる入院の場合に保険金でローン返済をサポートする債務返済支援保険がご利用できます。（幹事保険会社：損害保険ジャパン株式会社）※保険料は別途ご負担いただきます。																			
手数料		(1) お借入時 事務取扱手数料として「お借入金額×2.2%（税込）」をいただきます。 ※保証会社の保証料と異なり繰上返済・期間短縮による返戻はございません。																			
		(2) 返済方法の変更 5,500円（税込）																			
		(3) 繰上返済時 （税込）																			
		<table><tr><th>繰上方法</th><th>手続方法</th><th colspan="2"></th></tr><tr><td rowspan="2">一部繰上返済</td><td>店頭</td><td>銀行手数料</td><td>33,000円</td></tr><tr><td>インターネットバンキング （ちば興銀ダイレクト）</td><td>銀行手数料</td><td>無 料</td></tr><tr><td rowspan="2">全額繰上返済</td><td>店頭</td><td>銀行手数料</td><td>33,000円</td></tr><tr><td>インターネットバンキング （ちば興銀ダイレクト）</td><td>銀行手数料</td><td>無 料</td></tr></table>		繰上方法	手続方法			一部繰上返済	店頭	銀行手数料	33,000円	インターネットバンキング （ちば興銀ダイレクト）	銀行手数料	無 料	全額繰上返済	店頭	銀行手数料	33,000円	インターネットバンキング （ちば興銀ダイレクト）	銀行手数料	無 料
	繰上方法	手続方法																			
	一部繰上返済	店頭	銀行手数料	33,000円																	
		インターネットバンキング （ちば興銀ダイレクト）	銀行手数料	無 料																	
	全額繰上返済	店頭	銀行手数料	33,000円																	
		インターネットバンキング （ちば興銀ダイレクト）	銀行手数料	無 料																	
		○ 手数料は変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。																			
	(4) 金利タイプの変更における手数料																				
	イ.「固定金利型」適用期間中は「変動金利型」への変更、および固定金利期間の変更はできません。																				
	ロ. お借入後に金利タイプの変更をする場合は、1件1回あたり下記の手数料が必要となります。																				
	<table><tr><th>変動金利型→固定金利型（税込）</th><th>固定金利型の期間変更（税込）</th><th>固定金利型→変動金利型</th></tr><tr><td>5,500円</td><td>5,500円</td><td>無料</td></tr></table>		変動金利型→固定金利型（税込）	固定金利型の期間変更（税込）	固定金利型→変動金利型	5,500円	5,500円	無料													
変動金利型→固定金利型（税込）	固定金利型の期間変更（税込）	固定金利型→変動金利型																			
5,500円	5,500円	無料																			
	ハ. お借入の残り期間がご希望の固定金利期間より短い場合で、同一固定金利期間の選択が不可能な時は異なる固定金利期間を選択されても無料となります。																				
	ニ. 同一期間の金利タイプ（固定金利期間）を選択される場合は、無料となります。																				
当行が契約している 指定紛争解決機関		苦情処理及び紛争解決として一般社団法人全国銀行協会をご利用できます。 本商品にかかる問題等が解決しない場合は、下記にご相談・ご照会ください。 ●一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772																			
その他参考となる 事項		(1) ご返済額の試算をご希望の場合は、窓口にお申し付けいただくか、当行ホームページのシミュレーションがご利用いただけます。 (2) 住宅ローンのお申込みに際しては、当行の審査がございます。 審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますのであらかじめご了承ください。 (3) 住宅ローンのお申込にあたりお客さまが提示される個人情報は、住宅ローンの審査、ご本人の確認、サービスのご提供、債権の回収などの目的のために利用されます。																			

ガン保障付コスモスホームローンS

《保障内容一覧》●死亡/高度障害保障に加えて、以下のような保障がございます

2025年2月14日現在

保障内容一覧	ガン保障	リビングニーズ特約	上皮内ガン・皮膚ガン保障特約	ガン先進医療特約	入院保障	ガン診断一時金（配偶者・女性用）保障
保険正式名称	団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	団体信用生命保険リビングニーズ特約 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	団体信用生命保険上皮内ガン・皮膚ガン保障特約 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	団体信用生命保険ガン先進医療特約 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	入院時のみ保障特約・悪性新生物診断給付金特約（配偶者・女性用）付帯就業不能信用費用保険	
ご利用いただける方	ご加入時年齢満18歳以上、満50歳未満の方 ＊ガン（悪性新生物）に罹患したことのある方はご加入いただけません。 ＊ご加入にあたっては、お客さまの健康状態等について所定の書面により告知いただきます。 告知の内容により、保険会社にご加入をお断りすることがあります。					
保障内容	特約の責任開始日以後、生まれて初めて悪性新生物（ガン）に罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として千葉興業銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。 ※「上皮内新生物（上皮内ガン）」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物（皮膚ガン）」は、診断給付金のお支払い対象となりません。「上皮内新生物（上皮内ガン）」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。※対象となるガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。	医師の診断書などで保険会社により余命6ヵ月以内と判断された場合に、債務残高相当額が保険金として千葉興業銀行に支払われ、債務の返済に充当されます。	特約の責任開始日以後、下記いずれかに該当したとき30万円がお借入れ人様に支払われます（お支払いは1回のみ）。 ①上皮内新生物(上皮内ガン)に罹患し、医師により診断確定されたとき。 ②皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)に生まれて初めて罹患し、医師により診断確定されたとき。 ※対象となる上皮内ガン・皮膚ガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。	①特約の責任開始日以後、下記に該当したとき先進医療に係る技術料と同額(その額が2,000万円を超える場合は2,000万円)がお借入れ人様に支払われます(通算2,000万円限度)。また、ガン先進医療支援給付金として10万円がお借入れ人様に支払われます（同一の先進医療による療養について1回）。 ●生まれて初めて罹患し、医師により診断確定された悪性新生物(ガン)を直接の原因として、先進医療*による療養を受けたとき。 ●悪性新生物(ガン)に生まれて初めて罹患し、医師によって、先進医療*による療養により診断確定されたとき。 ②「ガン保障特約」で定める悪性新生物(ガン)に罹患したと診断確定された日(※以下「診断確定日」といいます)から1年の間に、その悪性新生物(ガン)を直接の原因として、上記①に該当した場合は、「診断確定日」に①に該当したものとみなして、ガン先進医療給付金およびガン先進医療支援給付金を支払います。 *先進医療とは、厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、医療技術ごとに適応症及び実施する医療機関が限定されています。また、先進医療は随時見直されますので、療養を受けられた時点で先進医療に該当しない場合は、給付金の支払対象とはなりません。	【入院保障保険金】保障の開始日以降に、病気やケガにより入院し、その状態が継続しローンの返済日が到来した場合、1ヵ月（保障期間を通算して36ヵ月（支払限度期間））を限度としてローン契約上の毎月の返済分相当額が保険金として被保険者の方に支払われます。 ※保険金支払われた入院が終了した日の翌日から180日以内の再入院は、同一の入院として取扱われ、保険金の支払いが制限される場合があります。詳細は「被保険者のしおり（契約概要・注意喚起情報）」でご確認ください。	配偶者（ローンをお借り入れいただいているご本人と法律上の婚姻関係にある配偶者（女性）、事実上の婚姻関係にある配偶者および性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある配偶者）が、保障の開始日以降に、生まれて初めて乳ガン・子宮ガン・卵巣ガンなどの女性特有のガン（悪性新生物）に罹患し、医師により診断確定された場合、診断給付金100万円を、配偶者の方にお支払いします。（お支払いは1回のみ） ※「上皮内ガン（上皮内新生物）」は、診断給付金のお支払い対象となりません。「上皮内ガン（上皮内新生物）」には、乳管等の非浸潤ガンを含みます。※対象となる女性特有のガンの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。
保障期間	ローンご契約期間（ただし、保障の開始日にご注意ください）					
保障の開始日	ローン実行日より91日目。 ローン実行日の91日目を責任開始日として、この日より保障が開始されます。 ※責任開始日の前に罹患したガンについては、診断確定が責任開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。	ローン実行日。ローン実行日を責任開始日として、この日より保障が開始されます。	ローン実行日より91日目。ローン実行日の91日目を責任開始日として、この日より保障が開始されます。 ※責任開始日の前に罹患した上皮内ガン・皮膚ガンについては、診断確定が責任開始日以後であっても給付金をお支払いしません。	ローン実行日より91日目。ローン実行日の91日目を責任開始日として、この日より保障が開始されます。 ※責任開始日の前に罹患したガンについては、診断確定が責任開始日以後であっても給付金をお支払いしません。	ローン実行日から3ヵ月を経過した日の翌日。 ローン実行日から3ヵ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。 ＊ローン実行日前に発生した病気やケガによる入院、および保障開始日前に入院した場合には【入院保障保険金】をお支払いしません。 ＊保障開始日の前に罹患した女性特有のガンについては、診断確定が保障開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。	
保障が終了する場合	・満82歳のお誕生日に達したとき ・ローンのご契約者でなくなったとき ・所定の支払い限度分の保険金が支払われたとき					・満82歳のお誕生日に到達したとき ・ローンのご契約者でなくなったとき ・所定の支払限度期間分の保険金が支払われたとき。 ＊ガン診断一時金（配偶者・女性用）保障は、一時金が支払われたとき（お支払いは1回のみ）、配偶者が満82歳のお誕生日に到達したとき、ローン債務者の配偶者でなくなったときに保障が終了します。また、ローンをお借り入れいただいているご本人が保障の終了に関する事項に該当し、保障が終了したときは、ガン診断一時金（配偶者・女性用）保障も終了します。
引受保険会社	カーディフ生命保険株式会社					カーディフ損害保険株式会社